

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



「インボイス制度説明会」のご案内

いよいよ令和5年10月から「適格請求書等保存方式（いわゆる『インボイス制度』）」がスタートしますが、制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

「消費税の仕組みから分からない」という免税事業者の方や「消費税の申告はしているけれど、インボイス発行事業者になるべきか迷っている」という課税事業者の方など、様々な立場の方がおられると思いますが、この度、以下の日程及び会場で「インボイス制度説明会」を開催いたします。

説明会では、①消費税の仕組みなどの基礎編、②インボイス制度や補助金の概要などの応用編、③登録申請の個別相談を行いますので、制度の理解のため、是非、この機会にご参加ください。

【開催日程等】

開催場所	定員	開催日	開催時間等
東大阪商工会議所 4階大会議室 (東大阪市永和 2-1-1)	100名	11月2日(水)	14:00～16:00 〔タイムスケジュール〕
東大阪市花園ラグビー場 多目的室2 (東大阪市松原南 1-1-1)	40名	11月8日(火)	①基礎編 14:00～14:30
J A グリーン大阪本店 4階グリーンホール (東大阪市荒本北 1-5-50)	80名	11月14日(月)	②応用編 14:40～15:30
東大阪市文化創造館 小ホール (東大阪市御厨南 2-3-4)	250名	12月7日(水)	③登録申請個別相談 15:30～16:00

○ 申込方法

各回とも先着順の事前申込制とします

申込先 東大阪納税協会 ホームページ

東大阪納税協会

で検索!!

スマホからの
申し込み
はこちら
⇒⇒⇒



○ 説明会に関するお問い合わせ先

東大阪税務署 個人課税第1部門（内線413）もしくは 法人課税第1部門（内線612）

06（6724）0001 （自動音声による案内が流れますので「2」を選択し、内線番号をお伝えください。）

（共催）東大阪税務署・東大阪市役所・東大阪納税協会・東大阪商工会議所

【その他】

上記以外に税務署においても「インボイス制度説明会」、「登録申請相談会」を開催しておりますので、是非、ご参加ください。

○ 開催日時 10月13日(木)、11月24日(木)、12月12日(月)

13:30～14:15 インボイス制度説明会 14:15～14:30 登録申請相談会

○ 開催場所 東大阪税務署 別館3階 会議室

○ 定員 各回20名

○ 連絡先 東大阪税務署 法人課税第1部門（内線612）

06（6724）0001（自動音声による案内が流れますので「2」を選択し、内線番号をお伝えください。）

【ご注意ください事項（全ての説明会共通）】

当日、スマホによる登録申請を希望される個人事業者の方は、スマートフォン及びマイナンバーカードをご持参ください。（スマホによる登録申請には、マイナンバーカードの暗証番号が必要となります。）

スマートフォン、マイナンバーカードをお持ちでない方は、書面による登録申請もできます。